



柏崎市土砂災害ハザードマップ

【平井】

【土砂災害ハザードマップとは】

この土砂災害ハザードマップは、豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの発生する恐れがある箇所をお知らせするものです。

このマップの活用により、災害時に避難すべき場所などを皆様方に平常時から確認及び把握していただき、被害の軽減等に役立てていただくことを目的としています。実際の災害時には、何よりも皆様の身の安全が最優先です。土砂災害の兆候や危険を感じたら、自主的に安全な場所へ避難してください。

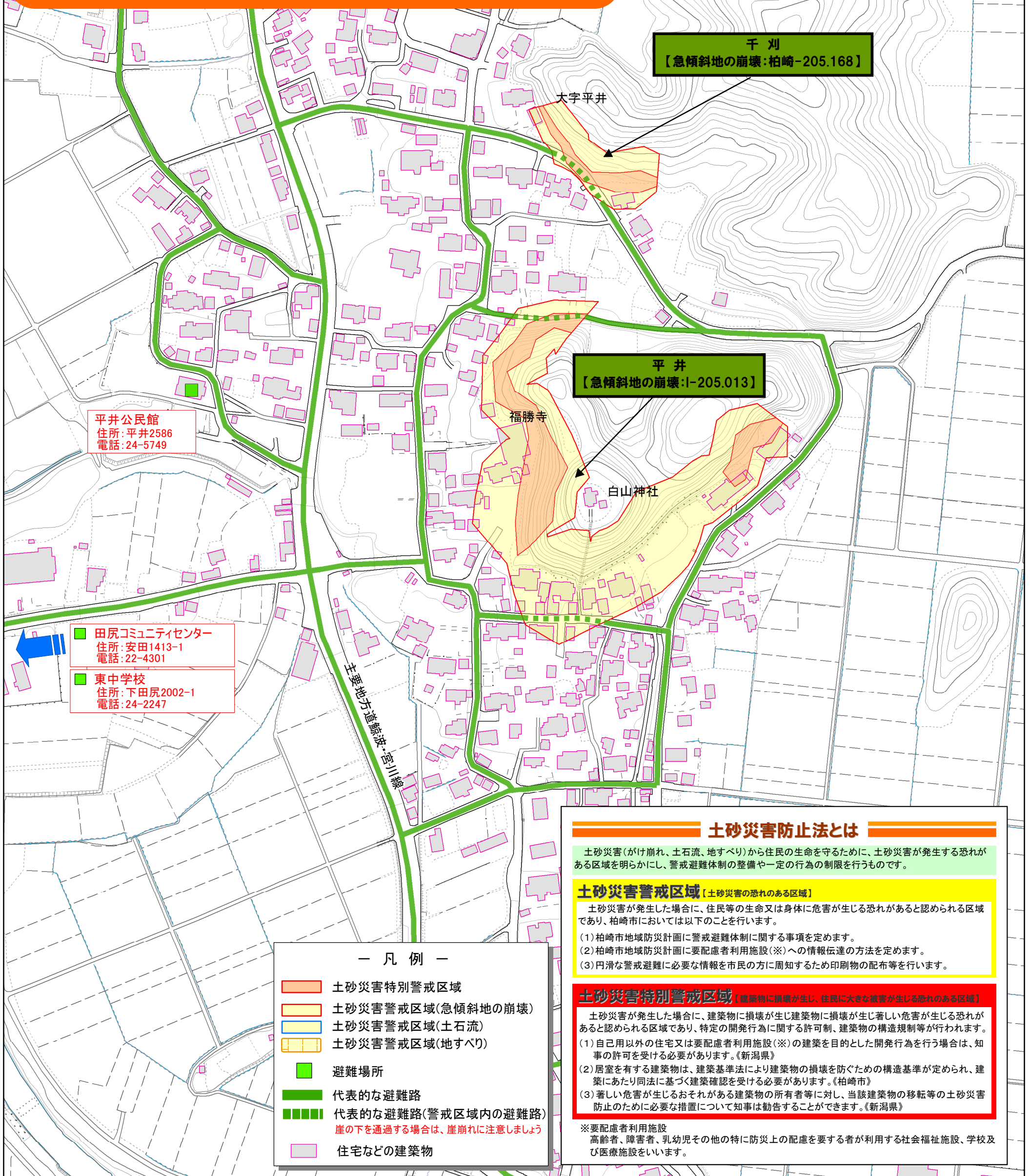
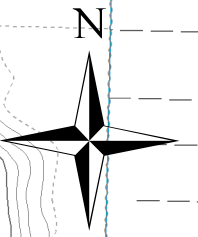
なお、土砂災害に係る基礎知識、避難時の注意点や連絡方法などについては、裏面の資料にありますので、そちらでご確認ください。

■作成年月日：平成31年1月

■避難場所：

このハザードマップ作成時点において「柏崎市地域防災計画」において定められているものです。

■本地図情報は、地図及びデータ作成上の誤差を含んでいますので、取り扱いに際しては、現地の状況を優先してください。



土砂災害防止法とは

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から住民の生命を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うものです。

土砂災害警戒区域【土砂災害の恐れのある区域】

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、柏崎市においては以下のことを行います。

- (1) 柏崎市地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定めます。
- (2) 柏崎市地域防災計画に要配慮者利用施設(※)への情報伝達の方法を定めます。
- (3) 円滑な警戒避難に必要な情報を市民の方に周知するため印刷物の配布等を行います。

土砂災害特別警戒区域【建築物に損壊が生じ、住民に大きな被害が生じる恐れのある区域】

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ建築物に損壊が生じ著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、特定の開発行為に関する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

- (1) 自己用以外の住宅又は要配慮者利用施設(※)の建築を目的とした開発行為を行う場合は、知事の許可を受ける必要があります。《新潟県》
- (2) 居室を有する建築物は、建築基準法により建築物の損壊を防ぐための構造基準が定められ、建築にあたり同法に基づく建築確認を受ける必要があります。《柏崎市》
- (3) 著しい危害が生じるおそれがある建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転等の土砂災害防止のために必要な措置について知事は勧告することができます。《新潟県》

※要配慮者利用施設

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設をいいます。

0 25 50 100 150 200メートル